

(7) 必要な手続

アメリカザリガニの駆除活動を行う際には、事前に確認しておくべき法令等がいくつかあります（表 5-7）。違反すると罰金・罰則が科されるものもあるので、各規則・法令等の内容をよく確認し、準備を進めましょう。次ページ以降に、各法令等に関する手続について解説します。

表 5-7 駆除を行う際に確認すべき関係法令等の一覧

関係法令	概要	確認先
漁業調整規則 (一部の県では 内水面漁業調整 規則)	内水面における水産動植物の採捕に際し、水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法について禁止又は制限をしている場合があるため、採捕の際は、漁業調整規制の適用を除外するための特別採捕許可が必要である。	各都道府県の 水産課等
種の保存法	駆除の実施場所に種の保存法に基づく国内希少野生動植物が生息することが明らかな場合で、駆除の方法により当該国内希少野生動植物種の個体の捕獲・殺傷を伴うことが予見される場合は、予め許可が必要である。	環境省地方環 境事務所
【都道府県・市町村】 希少種保護に関 する条例	都道府県、市町村が希少野生動植物保護条例を定めている場合がある。駆除対象の水域が条例指定種の確認箇所該当するのかわ確認し、当該種が生息している場合は、条例に基づき許可申請手続を行う。環境を所管する部局が対応窓口になる。	各都道府県の 環境を所管す る部局
文化財保護法	対象地域に文化財保護法に基づく天然記念物が生息する場合に許可申請等が必要である。	各市町村
外来生物法	アメリカザリガニは、条件付特定外来生物に指定されており、通常の特特定外来指定生物同様に、野外への放出、販売・購入・頒布、またそれらを目的にした飼養・保管・運搬は禁止されている。通常の特特定外来指定生物とは違い、ペット目的の飼育、頒布に当たらない無償での譲渡は適用外となっている。違反した場合は罰金・罰則が科される。	環境省地方環 境事務所

1) 漁業調整規則（一部の県では内水面漁業調整規則）

河川・湖沼等の公共の水面（その水面が水産動植物の採捕に関し一般の使用に供せられている水面）では、水産資源の保護培養・漁業調整等の観点から、漁業関連法令によって漁業、一般の方による釣りや生きものの採捕等が制限されています。アメリカザリガニの駆除活動においても、駆除を検討している場所や期間、使用する漁具・漁法等が、駆除を実施する水面を所管する都道府県が定める漁業調整規則により禁止又は制限されている場合、当該禁止等の適用を除外するための特別採捕許可を受ける必要があります。また、駆除を実施する水面において漁業権が設定されている場合、駆除の作業中に意図せず漁業権対象種を捕獲してしまう可能性があることから、漁業権者（漁業協同組合等）と事前の調整が必要な場合があります。

なお、アメリカザリガニの捕獲を行う水面（ため池や用排水路等）が私人の所有又は占有下にある場合でも、その水面の使用状況によっては公共の水面とみなされ漁業関係法令が適用される場合があります。

表 5-8 に特別採捕許可の申請手続の概要を示しますが、申請の要否の判断や申請様式等、漁業調整規則の内容は都道府県ごとに異なりますので、申請先の都道府県の水産部局⁵³⁾に確認の上、必要な手続を行ってください。

表 5-8 特別採捕許可申請の手続の概要

主な作業等	内容
申請に必要な書類等	①特別採捕許可申請書 参考様式や記載例は関係機関のホームページを参照。 ②調査計画書 本章で作成を推奨している駆除計画で構いません。 ③採捕区域を管轄する漁業協同組合の同意書の写し ④返信封筒 A4 サイズが折らずに入る大きさ、返送先明記、送料分の切手を添付。
特別採捕許可申請書の主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名義：法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名を記載。 ・ 目的：試験研究や教育目的等、漁業調整規則で定められた目的のために、アメリカザリガニの採捕を行う旨を記載。 ・ 適用除外の許可を必要とする事項：該当する都道府県の「漁業調整規則の条項」を記載。 ・ 採捕しようとする水産動物の名称及び数量 ・ 採捕の期間：申請可能な期間が6カ月等決まっていることがある。 ・ 採捕の区域：水域名と住所等 ・ 使用漁具及び漁法：使用する漁具について網の目合等も含めて記載。 ・ 採捕に従事する者の氏名及び住所：駆除の参加予定者を漏れなく記載。イベント等で不特定多数が参加する場合はどのような記載方法とすべきかを申請窓口にも必ず相談すること。（例：代表者＋参加者名簿の形での申請が認められるか等）

53 水産庁 HP：都道府県ごとの遊漁のルール・マナー

主な作業等	内容
漁業協同組合との事前調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権漁場で漁業権魚種を混獲する可能性があることから、事前に漁協の同意を受ける等、事前調整が必要。 ・ 漁協名や事前調整の必要の有無は、都道府県の水産部局の担当窓口を確認する。 ・ 同意書の様式は基本的に自由。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採捕を行う際には交付された特別採捕許可証を必ず携帯する。 ・ 採捕終了後に、指定期間内に報告書を提出し、許可証を返納する。

2) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)

種の保存法では、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物の種の保存の観点から、国内希少野生動植物種⁵⁴⁾を指定し、その個体の捕獲や殺傷・譲渡し等に規制を設けています。

国内希少野生動植物種が生息又は生育することが明らかなエリアにおいて、アメリカザリガニの駆除や生きもののモニタリング調査を実施する場合で、その方法により国内希少野生動植物種の個体の捕獲・採取や殺傷が予見される場合は、予め環境大臣の許可⁵⁵⁾が必要です。

駆除を行う地域で該当する種がいるかどうか不明な場合は、環境省の窓口⁵⁶⁾に確認してみましょう。なお、捕獲等許可が必要となった場合に、申請から許可まで約1か月程度かかるため、余裕を持った工程での手続が必要です。

3) 希少種保護に関する条例(都道府県や市町村で制定されているもの)

種の保存法とは別に、都道府県や市町村が制定する「希少種保護に関する条例」は、地域ごとの野生生物の種の生息状況等に応じて種を指定し、当該種の捕獲、採取、売買、生息地改変等を規制しているものです。規制の対象種や規制内容は、地方公共団体によって異なりますので、当該地域の都道府県・市町村のホームページ等で条例の制定状況や指定種、規制内容、申請手続の要否等を確認しましょう⁵⁷⁾。

4) 文化財保護法

文化財保護法では、動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものが天然記念物として保護の対象となっており、例えば動物ではトキやニホンカモシカ等が該当します。

文化財保護法の適用エリアで生きものの現地調査(特に掘削や土地改変、天然記念物・生息地指定地・埋蔵文化財包蔵地に該当する場合)を行う際は、教育委員会等所轄官庁への事前届出・許可が必須となります。

54 環境省 HP: 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種一覧

55 環境省 HP: 種の保存法関係 様式等

56 環境省 HP: 地方環境事務所のお問合せ先一覧

57 一般財団法人 地方自治研究機構(2025)

5) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

前述のとおり、アメリカザリガニは条件付特定外来生物であり、外来生物法により規制されている行為があります（表 5-9）。外来生物法に違反しない形での防除（例えば当該種の捕獲や環境省が定める飼養等施設の基準に準じた容器等での運搬・一時保管で生きた状態で販売・頒布する目的でないもの）は申請不要です。捕獲したアメリカザリガニを生きたまま販売・頒布する場合は、その旨を含めて外来生物法に基づく防除の確認・認定を受ける（都道府県や国の機関の場合は防除の公示を行う。）必要があります。また、一定の規模で継続的に防除事業を実施する場合は、防除の確認・認定を受けることが推奨されます。防除の確認・認定の詳細は「特定外来生物防除実施要領」⁴⁵⁾をご確認ください。

表 5-9 外来生物法上の条件付特定外来生物・特定外来生物の規制について^{(*)1}

	規制されないこと	飼養等基準 ^{(*)2} を遵守する場合に限り、手続不要のもの	防除の手続を行うことで例外的にできること	原則できないこと
条件付特定外来生物 (アカミミガメ・アメリカザリガニ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲 ・ ペットとしての飼養等^{(*)3} ・ 少数の相手への無償での譲渡 ・ 商業的でない^{(*)4}繁殖 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売・頒布・購入を行わない業としての飼養等^{(*)3*}5) ・ 飲食店での保管及び購入 ・ 冷凍や加工品の状態（生きていない状態）で販売・頒布を行う目的で野外から捕獲したものを飼養等すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除した個体を生きたまま許可を受けた者に販売・頒布すること^{(*)6} 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放出 ・ 商業的繁殖 ・ 多数の相手への譲渡（有償・無償問わず） ・ 販売
特定外来生物 ^{(*)7} (オオクチバス、ナガエツルノゲイトウ、アライグマ、ウシガエル等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲(生きた状態での運搬は不可) 	X	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除のための飼養等^{(*)3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養等^{(*)3} ・ 譲渡し ・ 放出 ・ 繁殖 ・ 販売

条件付特定外来生物の規制の詳細→

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/kisei.html>

特定外来生物の規制の詳細→ <https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/regulation.html>

* 1: 死んだ状態であれば規制はかかりません(死んだ状態であっても販売するためにアカミミガメやアメリカザリガニを繁殖することは禁止されています)

* 2: 飼養等基準については以下を参照

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/pdf/amezari_shiikukijun.pdf

* 3: 飼養等には飼養・栽培・運搬が含まれます

* 4: 冷凍や加工品の販売・頒布目的であっても、販売・頒布を行う目的での繁殖(商業的繁殖)は原則できません。

* 5: 営利・非営利を問わず、反復継続して飼養等しており、社会通念上事業の遂行と見ることができ程度のものを業としての飼養として想定しています。具体的には下記のようなものが該当するものと想定しています。

【業として飼養等する場合の例】動物園や水族館における飼養等、アメリカザリガニの釣り場での飼養等、学校等における教育事業の一環での飼養等、学術研究のための研究施設での飼養等、防除事業の一環での飼養等

* 6: 防除の手続の際に、防除した個体を販売・頒布することを含める必要があります。また、販売・頒布先は、飼育等の許可を受けた者若しくは飲食店等、施行規則第2条で定められる飼養者のみとなります。ただし死体あるいは加工品として販売・頒布する場合は、生きている間について飼養等基準を遵守していれば手続は不要です。

* 7: 特定外来生物の一覧は <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html> をご覧ください。

45 環境省 HP：特定外来生物防除実施要領

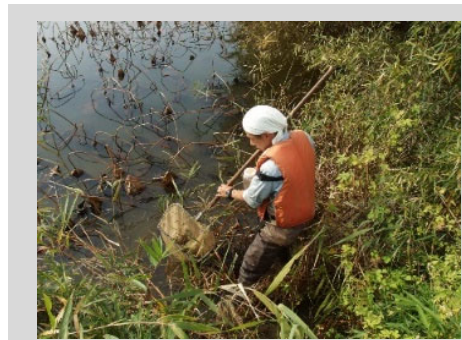
(8) 安全管理・対策

アメリカザリガニの駆除は足場の不安定な水辺での作業を伴うため、安全管理・対策を徹底し、事故を防止しましょう。以下に、駆除活動において想定される主な安全管理・対策を示します。地域の状況に応じて追加すべき項目等を検討の上、駆除計画内に明記しておきましょう。また、地域住民や学生が参加するイベント的な駆除作業では、さらに厳密な安全管理が必要となります。

以下に駆除活動における主な安全管理・対策について解説するほか、現地で活用できるチェックリストを表 5-10 に示すとともに、ダウンロード用ファイルを7.4節の「役立つ情報」に掲載しましたので、活用してください。

1) 事前の危険箇所の確認

- ・ 事前に必ず危険箇所を確認し、対応策を検討してください。
- ・ ため池は、護岸部がすり鉢状となっており、池の中に落ちた場合、自力で這い上がることが困難であったり、池底に軟らかい泥土が堆積し足場が悪かったりと危険な場合があります⁵⁸⁾。漁具の設置等で池内に立ち入る場合、**必ずライフジャケットを着用するとともに、見張り役となる人と一緒に二人以上で作業を行きましょう。**万が一滑り落ちた場合に、どこから這い上がればよいか、どう救助するかをシミュレーションしておきましょう。都道府県によっては、ため池の安全対策に関する研修会を開催しているところもあります⁵⁹⁾。
- ・ 用排水路では、流れが速い場合は水深が浅くても足がとられてしまうことがあります。また降雨後は突然水量が増加することがあります。用排水路等の施設管理者と事前に情報共有しつつ、降雨前後に調査を実施する場合は十分に留意しましょう。
- ・ イベントの場合は、イベント保険・レクリエーション保険等に加入しておきましょう。ほとんどの保険会社等で取り扱っており、ケガや熱中症への対応が可能なものが多く、安価で加入できます。



ため池ではライフジャケット着用！

58 BUZZMAFF ばずまふ (YouTube 農林水産省公式チャンネル)

59 農林水産省農村振興局整備部防災課(2023)

2) 当日の安全確認

- ・ 駆除作業やイベントの開始前にスタッフ間で危険な場所や注意点について、お互いに声を出して確認しましょう。
- ・ 子供が参加するイベントの場合は、立入禁止範囲や危険生物についてパネル等を用いて説明する等、確実に伝わるような説明の工夫をしましょう。保護者が同伴しないイベントの場合は、参加者全員の緊急連絡先についても事前に確認しておきましょう。
- ・ 体調不良となった人やケガをした人をすぐに病院等に連れていけるよう、緊急時のための車両の駐車場所が近くにあるか等も確認しておきましょう。



声を出して確認することが大事

3) 危険生物

- ・ スズメバチ等のハチ類、マダニ、マムシ等の危険な動物や、ツタウルシ、ノイバラ等のかぶれやケガの原因となる有害植物に注意しましょう。
- ・ 長袖・長ズボンの着用、ポイズンリムーバー（毒液・毒針吸引器）の携行を推奨します。
- ・ クマの出没情報が確認されている場合は、クマ撃退スプレーを必ず携帯するとともに、熊鈴や携帯ラジオで人の存在を知らせ、遭遇の機会を減らしましょう。場合によっては、駆除活動の延期・中止についても検討しましょう。

4) アメリカザリガニの取扱い

- ・ アメリカザリガニを触る場合は、指等を挟まれないよう、背中から持ちましょう。軍手等を着用することもお勧めします。
- ・ アメリカザリガニは、浅い容器等では簡単に乗り越えて逃げてしまいます。深めのバケツ等を準備しましょう。なお、捕獲したアメリカザリガニの全体写真を撮影する場合はバット等を用いた方が後日計数しやすいため、適宜使い分けてください。
- ・ アメリカザリガニに限らず、水辺の生きものは病原体を持っていることもあるため、触った後や作業後は、必ず石鹸等を使って十分に手を洗いましょう（手を洗えば問題ないため、過度に怖がる必要はありません。）。

5) 熱中症対策

- ・ 夏期に駆除を実施する場合は、熱中症対策は必須です。暑い時間帯を避け、できるだけ短い時間で実施できるよう工夫しましょう。
- ・ イベント当日は、運営スタッフや参加者に対して水分・塩分補給やこまめな休

憩、帽子着用等を定期的呼びかけましょう。加えて、日陰となる場所（木陰やテント・タープの設置等）を確保し、体調不良者の体を冷却するための氷等を準備しておきましょう。

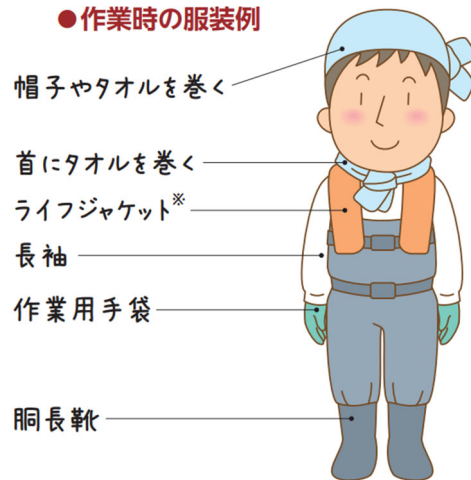
- ・ 近年は熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表される日もありますので、駆除作業やイベント実施の可否の判断の参考にしましょう。イベントの中止・延期の判断基準や、代替となる室内プログラム等を事前に検討しておきましょう。

(9) その他の留意事項

1) 現地作業時の留意事項

- ・ 作業時の服装は、長袖、長ズボン、帽子、長靴（運動靴でも可、サンダル等は不可）着用を推奨しますが、熱中症対策との兼ね合いで柔軟に判断してください。
- ・ 捕獲道具の設置や回収の際に、畦や堤体を崩壊させることがないように、十分に気を付けましょう。
- ・ 用排水路やため池で「かんがい期」に駆除を行う場合は、農業用水を使用している時期に当たるため、無断で水を抜いたり、せき止めたりしないでください。
- ・ カゴ網等を長期間設置する場合は、事前に施設管理者の了解を得るとともに、駆除実施中等の看板を分かり易い場所に掲示しましょう。
- ・ 万が一、池や水路に落ちた場合に備えて、標識ロープ等の救助用補助具を準備しておきましょう。
- ・ 万が一の事故に備え、最寄りの救急病院の住所等を事前に確認しておきましょう。また、ケガ等の応急処置のため、救急箱も準備しましょう。
- ・ 運営スタッフは、最寄りのトイレの場所や駐車場、現地までの道順（車が必要な場合を含め）を把握しておきましょう。

●作業時の服装例



※ライフジャケット着用の際は熱中症の予防に十分配慮しましょう。
水深が膝より下の浅い場所での着用は必須ではありません。

出典：アメリカザリガニ防除マニュアル
（環境省）から引用

2) その他の外来生物の拡散防止

- ・ 漁具や長靴を洗わずに使い回すことで、付着していた外来生物（植物や藻類を含む。）が別の水域に意図せず拡散されてしまうことがあり、問題となっており、作業後には道具等を洗浄し、乾燥させておきましょう。

表 5-10 安全管理チェックリスト

◆事前調査・準備段階

	リスクの多い場所を把握しましたか。
	ため池（堤体部や護岸部で破損がみられるところ、草が繁茂して足場がわからなくなっているところ、藪化しているところ 等）
	農業用排水路（流速が速い区間、水深が深い区間等）
	危険生物の生息・生育していそうな場所はありませんか。
	<input type="checkbox"/> スズメバチ（巣ができていそうな樹木等がないか）
	<input type="checkbox"/> ウルシなどの植物が生えていないか
	<input type="checkbox"/> マダニ（雑草が繁茂していないか）
	<input type="checkbox"/> クマ（隠れたり潜んでいそうな藪や、実のなっている木等があるか）
	天候・気象状況の予報を確認しましたか。
	救急セットは用意しましたか。（消毒薬、ポイズンリムーバー、虫よけ、絆創膏、包帯、ガーゼ等）
	最寄りの病院・警察署・消防署等の場所や連絡先は確認しましたか。
	緊急時の連絡体制を整え、スタッフ全員で共有していますか。
	スタッフ間の役割分担を確認しましたか。
	（イベントの場合）レクリエーション保険・イベント保険等に参加しましたか。
	（イベントの場合）参加者に関する情報をスタッフ全員で共有しましたか。（年齢層や人数等のみ。個人情報の扱いは留意）
	（イベントの場合）参加者の家族等への連絡先は整理されていますか。
	（イベントの場合）トイレの場所やそこまでの移動時間・手段は確認しましたか。

◆当日の駆除活動の開始前

	天候・気象状況の予報を確認しましたか。
	活動場所の危険な場所、危険な行為、危険生物について説明しましたか。
	スタッフの体調・健康状態を確認しましたか。
	（イベントの場合）参加者の人数を確認しましたか。
	（イベントの場合）参加者の体調を確認しましたか。
	（イベントの場合）プログラムの目的や大まかなタイムスケジュールを説明しましたか。

◆活動中

	活動中のトイレ休憩、水の補給等呼び掛けていますか。
	具合の悪そうな参加者・スタッフがいらないか確認していますか。